

預り金自動スweepサービス規程 新旧対照表 (平成 25 年 1 月 1 日)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>第 3 条(当社において国内株式の信用取引口座が開設されていない場合の入出金の方法) (省略)</p> <p>2. 当社は、毎営業日の国内株式取引終了後の夕方に実施するバッチ処理において、翌営業日の当社の証券総合口座において、国内株式等の買付代金、その他出金額、日計り取引、乗換売買、即日現金徴収銘柄の取引等による拘束金等(「不足金」といいます。)があることが見込まれる場合、住信SBIネット銀行に対し専用銀行口座から、証券総合口座に翌営業日付で不足金相当額の送金を依頼します。但し、住信SBIネット銀行において専用銀行口座からの出金が受付られない場合は、当該翌営業日の入金が行われず、送金依頼は中止いたします。</p>	<p>第 3 条(当社において国内株式の信用取引口座が開設されていない場合の入出金の方法) (省略)</p> <p>2. 当社は、毎営業日の国内株式取引終了後の夕方に実施するバッチ処理において、翌営業日の当社の証券総合口座において、国内株式等の買付代金、その他出金額、日計り取引、乗換売買、即日現金徴収銘柄の取引等による拘束金等(「不足金」といいます。)があることが見込まれる場合、住信SBIネット銀行に対し専用銀行口座から、証券総合口座に翌営業日付で不足金相当額の送金を依頼します。但し、<u>専用銀行口座の残高が不足金相当額に満たない場合</u>、住信SBIネット銀行において専用銀行口座からの出金が受付られない場合は、当該翌営業日の入金は行われず、送金依頼は中止いたします。</p>
<p>第 4 条(当社において国内株式の信用取引口座が開設されている場合の入出金の方法) (省略)</p> <p>2. 前項に規定する入出金の方法は、以下の各号の手順を前提とします。</p> <p>(1)当社は、毎営業日の国内株式取引終了後の夕方に実施するバッチ処理において、翌営業日に最低限留保すべき実質保証金の額(「翌営業日信用取引保証金留保額」といいます。翌営業日信用取引保証金留保額には信用取引保証金代用有価証券の翌営業日の信用取引保証金に組み入れることができる評価額(「翌営業日代用有価証券評価額」といいます。)を含む。)を算出します。但し、算出された翌営業日信用取引保証金留保額が、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の新規建保証金額、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の現物買付保証金額、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の出金・振替保証金額、<u>新規建てを行った時の信用取引における必要保証金と、委託保証金現金と代用有価証券評価額の合計の差額の最大値(当日の入金額を除く)</u>よりも少ない場合、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の新規建保証金額、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の現物買付保証金額、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の出金・振替保証金額、<u>新規建てを行った時の信用取引における必要保証金と、委託保証金現金と代用有価証券評価額の合計の差額の最大値(当日の入金額を除く)</u>の内で最も大きい額を翌営業日信用取引保証金留保額とします。</p>	<p>第 4 条(当社において国内株式の信用取引口座が開設されている場合の入出金の方法) (省略)</p> <p>2. 前項に規定する入出金の方法は、以下の各号の手順を前提とします。</p> <p>(1)当社は、毎営業日の国内株式取引終了後の夕方に実施するバッチ処理において、<u>お客様が設定した当社に最低限留保すべき実質保証金の未決済建玉金額に対する割合(「保証金留保用委託保証金率」といいます。)</u>を元に翌営業日に最低限留保すべき実質保証金の額(「翌営業日信用取引保証金留保額」といいます。翌営業日信用取引保証金留保額には信用取引保証金代用有価証券の翌営業日の信用取引保証金に組み入れることができる評価額(「翌営業日代用有価証券評価額」といいます。)を含む。)を算出します。但し、算出された翌営業日信用取引保証金留保額が、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の新規建保証金額、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の現物買付保証金額、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の出金・振替保証金額よりも少ない場合、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の新規建保証金額、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の現物買付保証金額、未約定信用取引注文を考慮しない翌営業日の出金・振替保証金額の内で最も大きい額を翌営業日信用取引保証金留保額とします。</p>

<p>(削除)</p> <p>第 5 条(略)</p> <p>第 6 条(買付余力、信用建余力、現引可能額、出金可能額及びATM出金可能額) 当社が、先日付の精算金等を考慮してお客様に提示する買付余力、信用建余力、現引可能額、<u>出金可能額及びATM出金可能額</u>については、専用銀行口座の残高を考慮した金額といたします。</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条(略) 第 8 条(略) 第 9 条(略)</p> <p>第 10 条(その他) (省略) 2. 本サービスによる入出金または本サービスに拠らない専用銀行口座の入出金及び第 6 条に掲げる買付余力、信用建余力、現引可能額、出金可能額への専用銀行口座の残高の反映は、当社または住信 SBI ネット銀行のシステムメンテナンス状況、システム障害または通信障害等によりご利用できない場合があります。この場合に生じた損害について当社はその責を負わないものとします。</p> <p>第 11 条(本サービスの解約) (省略) (4)お客様が第 12 条に記載の本規程の変更に同意されない場合</p> <p>第 12 条(略)</p> <p>(平成 25 年 1 月)</p>	<p>第 5 条(保証金留保用委託保証金率の設定)</p> <p><u>1. お客様が保証金留保用委託保証金率を変更する場合は、当社の WEB サイト上において所定の手続きを行うものとします。</u></p> <p><u>2. 前条の入出金を行う場合は、前項の変更の申出がない限り、保証金留保用委託保証金率を 40.00% とするものとします。</u></p> <p>第 6 条(略)</p> <p>第 7 条(買付余力、信用建余力、現引可能額、出金可能額及びATM出金可能額)</p> <p>1. 当社が、先日付の精算金等を考慮してお客様に提示する買付余力、信用建余力、現引可能額及び<u>出金可能額</u>については、専用銀行口座の残高を考慮した金額といたします。</p> <p>2. 当社が、国内株式の信用取引口座が開設されていないお客様に提示する ATM 出金可能額は、MRF キャッシングに依拠しており、本サービスをお申し込みされますと原則としてゼロとなります。但し、<u>第 6 条に定める専用銀行口座の上限額を設定している場合、お客様の証券総合口座の状況によっては ATM 出金可能額がゼロ以上となる場合があります。</u></p> <p>第 8 条(略) 第 9 条(略) 第 10 条(略)</p> <p>第 11 条(その他) (省略) 2. 本サービスによる入出金または本サービスに拠らない専用銀行口座の入出金及び第 7 条第 1 項に掲げる買付余力、信用建余力、現引可能額、出金可能額への専用銀行口座の残高の反映は、当社または住信 SBI ネット銀行のシステムメンテナンス状況、システム障害または通信障害等によりご利用できない場合があります。この場合に生じた損害について当社はその責を負わないものとします。</p> <p>第 12 条(本サービスの解約) (省略) (4)お客様が第 13 条に記載の本規程の変更に同意されない場合</p> <p>第 13 条(略)</p> <p>(平成 20 年 8 月)</p>
--	---

以上